

特別養護老人ホーム「かわしり御蔵」運営規程

第1章 施設の目的及び運営方針

(規程の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人竹崎記念福祉会が開設する指定地域密着型介護老人福祉施設「かわしり御蔵」（以下、「ホーム」という）及びホームに併設される高齢者短期入所事業（以下、「短期入所生活介護事業所」という。）の運営について必要な事項を定め、業務の適性かつ円滑な執行と老人福祉法の理念と介護保険法に基づき、又、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」の遵守を通じて、利用者の生活の安定及び生活の充実並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（以下、「ユニット」という）ごとにおいて「地域密着型施設サービス計画」に基づき、利用者の居宅における生活への復帰を念頭におき、入所前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き自律的な日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めるものとする。

3 施設は地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 事業所は指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するに当たっては、介護保険法118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

6 施設及び短期入所生活介護事業所、介護予防短期入所生活介護事業所（以下、「施設」という）は、地域や家庭と結びつきを重視しながら、関係する市町村や介護保険サービス提供者等との密接な連携を図るものとする。

7 前6項のほか、「熊本市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第2章 施設の名称等

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 地域密着型特別養護老人ホーム「かわしり御蔵」
- (2) 所在地 熊本市南区南高江7丁目3番

第3章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員)

第4条 施設は、介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設の人員に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等示された所定の職員を満たした上で、下記のように配置するものとする。ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

(1) 施設長	1名
(2) 医師(嘱託)	1名(非常勤)
(3) 介護支援専門員	1名(生活相談員兼務)
(4) 生活相談員	1名
(5) 介護職員	4名以上(前年度平均利用者数による)
(6) 看護職員	1名以上
(7) 管理栄養士	1名
(8) 機能訓練指導員	1名
(9) 事務員	1名(基準外)
(10) 調理員	(委託)

2 前項に定めるもののほか、必要に応じその他の職員を置くことができる。

(職務の内容)

第5条 前条に掲げる職種の職務内容は、次のとおりとし、職員の具体的な業務分担については別に定める。

- (1) 施設長は、施設の業務を統括すると共に、福祉は介護のみでは完結しないことを踏まえて、老人福祉法の理念と社会福祉法人としての役割を職員に伝え指導する。施設長に事故があるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
- (2) 施設長は、施設及び短期入所生活介護事業所、介護予防短期入所生活介護事業所の業務を統括する。
- (3) 医師は、入居者の診療と健康管理及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。
- (4) 介護支援専門員は、居宅生活への復帰を念頭に置き、入居前の居宅生活と入居後の生活が連続したものになるよう配慮して「施設サービス計画」を作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更して利用者の満足度を確保する。
- (5) 生活相談員は、入居者の入退居、生活相談及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、医療機関との連携を行う。
- (6) 介護職員は、入居者の日常生活の介護及び相談業務に従事する。又、歯科医師、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士により、年2回「口腔衛生管理に関わる技術的助言、指導」を受け、利用者の口腔衛生等管理を行う。又、歯科医師・歯科衛生士からの、「口腔衛生管理に係る技術的助言・指導」に基づき、入所者の「口腔衛生等管理計画」を作成、見直しを行う。

- (7) 看護職員は、利用者の診察の補助及び看護並びに保健衛生の業務に従事する。看護責任者は、医師の指示を受け、看取り介護に係る体制整備を図る。
- (8) 管理栄養士は、献立作成、栄養ケアマネジメント、経口摂取への移行、療養食の提供、栄養量の計算及び食事記録、調理員の指導等の食事全般並びに栄養指導に従事する。又、栄養マネジメント加算の要件を包括化することを踏まえ、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。
- (9) 機能訓練指導員は、入居者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。
- (10) 調理員は、給食業務に従事する。
- (11) 事務員は、庶務及び会計に従事する。
- (12) 職員は、ボランティア活動等のインフォーマル提供者との連携も常に考慮しなければならない。
- 2 職員は、別に定める「介護・食事援助・感染症対策・転倒防止対策マニュアル」を遵守することとする。
- 3 日中については、ユニットごとに常時1人の介護職員を、夜間及び深夜については、2ユニットごとに常時1人以上の介護職員等を介護に従事させるものとする。

第4章 利用定員

(入居定員及びユニット数)

第6条 施設の入居定員は、29名とする。(1ユニット10名×2、1ユニット9名 計3ユニット)

2 短期入居生活介護事業所及び介護予防生活介護事業所（以下、「事業所」という）の利用定員は、併設で6名とする。

(定員の遵守)

第7条 施設は、入居定員および居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

第5章 利用者に対するサービス内容及び利用料その他の費用額

(施設サービス計画の作成と開示)

第8条 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するこのものとする。

2 計画担当介護支援専門員は、入居および家族の希望、入居について把握された解決すべき課題に基づき、当該入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介

護福祉サービスの内容、指定介護福祉サービスの内容、指定介護福祉サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した施設サービス計画の原案を作成するものとする。

- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入居者に対して説明し同意を得るものとする。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービスの作成後においても、指定介護福祉サービスの提供に当たるほかの職員との連携を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定は、前項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(施設サービスの取り扱い方針)

第9条 入居者へのサービス提供は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするために、入居者のサービス提供に関する計画に基づき、入居者の日常生活の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行うものとする。

- 2 入居者へのサービス提供は各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
- 3 入居者へのサービス提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。
- 4 入居者へのサービス提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。
- 5 指定介護福祉施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行うものとする。
- 6 施設の従業員は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対して、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 7 施設は、自らその提供する施設サービスの評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 8 入居者本人が主人公として、ここの生活様式及び生活習慣に沿った自律的な日常生活を営むことができるよう、入居者の自由な生活スタイルを尊重しながら必要な援助及び日常生活の支援を行うものとする。

(介護)

第10条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って行うものとする。

- 2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況に応じて、それぞれの役割を持って行うことができるように支援するものとする。
- 3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよ

う、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供するものとする。尚、医師の指示により、入浴させることができない場合は、身体的清拭を行うものとする。尚、入居者により個浴、リフト浴、特浴を選択できるものとする。

- 4 施設は、入居者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
- 5 施設はオムツを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ適切に取り替えるものとする。
- 6 施設は、入居者に対し、前項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行うものとする。

(食事の提供)

第11条 食事の提供は、栄養並びに入居者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとする。食事の時間は、朝午前7時30分 昼12時 夕午後6時めやすとするが、これ以外の時刻でも入居者の状況に応じて提供できるものとする。

- 2 食事の提供は、入居者の自立に配慮して、可能な限り、離床して共同生活室で行うように努めるものとする。
- 3 入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供し、入居者が心身の状況に応じてできる限り自立して食事ができるよう必要な時間の確保に努めるものとする。

(相談及び援助)

第12条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め入居者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

第13条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

- 2 施設は、入居者が日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、そのものまたは家族が行うことが困難である場合は、そのものの同意を得て、代わって行うものとする。
- 3 施設は、常に、入居者の家族との連携を図るとともに、入居とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
- 4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

(機能訓練)

第14条 施設は、入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(健康管理)

第15条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。その行った健康管理に関し、入居者の健康手帳に必要な事項を記載する。

第16条 施設は、入居者の使用する食器その他の飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適

正に行うものとする。

- 2 施設は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(協力医療機関)

第17条 協力医療機関及び協力歯科医療機関は次の通りとする。

一、協力医療機関及び所在地

○南部中央病院

熊本市南区南高江6-2-24

○にしくまもと病院

熊本市南区富合町古閑11012

○川尻尾崎内科

熊本市南区川尻5丁目1-62

二、協力歯科医療機関

○緒方歯科医院

熊本市中央区保田窪1丁目9-52-101

(利用料)

第18条 指定介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、法定代理受領サービスに該当する場合は介護報酬告示上の額に各入所（入居）者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とし、法定代理受領サービスに該当しない場合には介護報酬告示上の額とする。

- 2 施設は、前項に定めるものの他、次の各号に掲げるその他の費用の支払いを受けるものとする。

(1) 居住費（ユニット型） 2,066 円／日

(2) 食費 1,766 円／日

(3) 預かり金管理委託費（月あたり800円）

(4) その他日常生活に係わる費用

散髪 2550 円

クリーニング 実費

持込み家電代 1 つにつき 30 円/1 日

その他

ただし、(1) (2) については、入居者が減額の認定を受けている場合はその額とする。(4) の料金は、重要事項説明書に明記する。

- 3 施設は、前項に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者又はその家族に文章による説明を行い、同意を得るものとする。

第6章 施設利用に当たっての留意事項

(留意事項)

第19条 入居者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 建物、備品及び貸与物品は大切に扱うよう努めること。尚、建物、設備に

について故意又は重大な過失により、滅失、破損、汚損した場合には、自己の費用により現状に復するか又は相当の対価を支払うものとする。

(2) 火災予防上、次の点については特に注意を払い、火災防止に協力すること。

ア 喫煙は所定の場所で行うこと

イ 発火の恐れのある物品は、施設内にもちこまないこと。

ウ 火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡すること

(禁止行為)

第20条 入居者は、施設内で次の行為をしてはならない。

(1) 宗教や信条の相違で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

(2) けんか、口論、泥酔等で他の利用者に迷惑を及ぼすこと。

(3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

(4) 指定した場所以外で火気を用いること。

(5) 故意に施設や備品に損害を与えること。

(6) 施設内において許可なく個人的に小動物を飼育すること。

(7) 利用者間での金銭の貸し借り。

(面会)

第21条 入居者に面会しようとする外来者は、施設が定める書類に必要事項を記載の上、所定の場所で面会しなければならない。

(外出・外泊)

第22条 入居者が外出又は外泊を希望する時には、あらかじめ外出、外泊届けを提出し、事前に施設長または責任者に申し出なければならない。

(健康保持)

第23条 入居者は努めて健康に留意し、特別な理由がない限り、施設で行う健康診断、医療を受けなければならない。

(身上変更の届け出)

第24条 入居者は、身上に関する重要な事項に変更が生じた時は、速やかに施設長に届け出なければならない。

第7章非常災害対策

(非常災害対策)

第25条 施設は、非常防止と入居者の安全を図るため、別に定める防災に関する規定及び消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成して、これに基づき常に入居者の安全確保に努めるとともに、防火管理者又は火気、消防等についての責任者を定め、非常災害に備えるため、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第8章 その他運営に関する重要事項

(掲示)

第26条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第27条 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 施設は職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らす事がないよう、必要な措置を講じるものとする。
- 3 施設は、居宅支援事業者等に対して、入居者にかんする情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

(身体拘束等の廃止)

第28条 施設は、入居者の処遇にあたっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護する緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の入居者の行動を制限する行為（「身体的拘束」）を行ってはならないものとする。

- 2 施設は、前項のやむを得ない場合に身体拘束を行う場合には、その態様及び時間その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 3 施設は、「身体拘束廃止委員会」などを設置し、その体制を整え、家族への説明を初め、改善計画を作成し推進していくものとする。
 - (1) 委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体拘束等の適正化の為の指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(苦情処理)

第29条 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受け付け担当者及び第3者委員を設置するものとする。

- 2 施設は、その提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは掲示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導もしくは助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 施設は、その提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保健団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保健団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 4 施設は、苦情を申し立てた入居者に対していかなる差別的な扱いも行わない。
- 5 苦情対応があった場合には委員会を開催、第三者委員の参加や助言を頂く。

(地域との連携)

第30条 施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

- 2 施設は、そのサービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、施設が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 施設は、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- (1) 事故発生防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故又は事故に至る危険性がある事態が発生した場合に、発生の実態及びその分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
 - (3) 事故防止のための委員会および職員に対する研修を定期的に行う。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 施設は、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(緊急時等の対応)

第32条 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、介護保険法第2条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時における対応方法を定めておくものとする。

(入居者に関する区市町村への通知)

第33条 施設は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に届けるものとする。

- (1) 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わない事により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(介護サービスの情報公表)

第34条 社会福祉法第24条等及び介護保険法に則り、広く地域の人々が社会福祉法人竹崎記念福祉会が提供するサービスを安心して利用できるよう理解と信頼を促進するため、介護サービスの情報の公表を、会報誌の発行や会・施設のホームページ等におい

て行うものとする。

2 職員の質的向上を図るために研修の機会を設け、業務体制を整備する

(1) 採用時研修

(2) 継続研修

3 事業所はこの事業を行うため、ケースの記録、利用者負担金収納庫、その他必要な記録、帳簿を整備する。

第35条 この規程で定める事項の他に、運営に関する重要事項については、社会福祉法人竹崎記念福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定め、重要事項が生じた場合には、その適切な対応を図り、問題の解決に当たるものとする。

2 問題解決に当たっては委員会等において、説明し、利用者の理解を得るように務める。

(衛生管理等)

第36条 施設は入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

2 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する。

委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(虐待防止に関する事項)

第37条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備する

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施する

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置する

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(入居者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第38条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定地域密型

介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第39条 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

2 施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 施設は指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間は保存するものとする。

第8章 雑則

（委任）

第40条 この規程の施行上必要な窓口については、施設長が別に定める。

（改正）

第41条 この規程の改正、廃止するときは、理事会の議決を経るものとする。

附則

この規程は令和元年10月15日から施行する。

この規程は令和5年3月5日 改定

この規程は令和6年10月22日 改定

この規程は令和7年 3月4日 改定

この規定は令和7年10月14日 改定